

地域交通のグリーン化補助事業について (事業)

近畿運輸局 自動車技術安全部
保安・環境課

令和4年2月28日

地域交通のグリーン化事業

事業の概要

低炭素化や環境保全の取組みに繋がるものとして、観光振興、地域住民の生活及び移動の質の向上に寄与する等地域振興に資する次世代自動車を導入し、普及に寄与する事業に対して補助金を交付しています。

事業のすみ分け

- 事業 車両のラインナップが少なく実証実験段階の高額な車両
 (燃料電池タクシー、電気バス、プラグインハイブリッドバス、超小型モビリティ)
- 事業 車両ラインナップとしては揃ったが、まだ高額な車両
 (電気タクシー、プラグインハイブリッドタクシー、電気トラック)
- 事業 車両としては揃ったが価格差があるため普及が進まない車両
 (ハイブリッドバス・トラック、天然ガスバス・トラック)
- 事業 の問い合わせは 自動車技術安全部保安環境課
- 事業 、事業 の問い合わせは 自動車交通部旅客一課、旅客二課、貨物課

令和4年度予算案額 392百万円

地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車普及促進事業			
概要	【第Ⅰ段階】	【第Ⅱ段階】	【第Ⅲ段階】
	市場に導入された初期段階で、価格高騰期にあり、積極的な支援が必要	車種ラインナップが充実し競争が生まれ、通常車両との価格差が低減	通常車両との価格差がさらに低減し、本格的普及の初期段階に到達
補助上限	車両・充電設備等価格の1/3	車両・充電設備等価格の1/4～1/5	通常車両との差額の1/3
対象車両	燃料電池タクシー、電気バス、プラグインハイブリッドバス等 	電気タクシー、電気トラック(バン)、プラグインハイブリッドタクシー 	ハイブリッドバス、天然ガスバス、ハイブリッドトラック、天然ガストラック 

地域の計画と連携した取組みを支援するとともに、段階的に次世代自動車の本格的普及を実現

事業の対象(事業)

事業の内容

電気バス等、燃料電池タクシー及び超小型モビリティの集中的導入を誘発・促進するような地域・事業者間連携等による先駆的事業を行う場合における当該車両用充電設備等の導入(使用過程車の電気バス等への改造による導入を含む。)

補助対象事業者要件

- 一般乗合旅客自動車運送事業者(路線バス)
- 一般貸切旅客自動車運送事業者(観光バス)
- 一般乗用旅客自動車運送事業者(クシー(個人タクシーを含む))
- 道路運送法第79条の登録を受けた自家用有償旅客運送者
- 自動車リース事業者その他これらに準ずるものとして大臣の認定を受けたもの

(参考)

第五章 自家用自動車の使用

(有償運送)

第七十八条 自家用自動車(事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。)は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

二 市町村(特別区を含む。)、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送(以下「自家用有償旅客運送」という。)を行うとき。

三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

(登録)

第七十九条 自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

(登録の申請)

第七十九条の二 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(登録の実施)

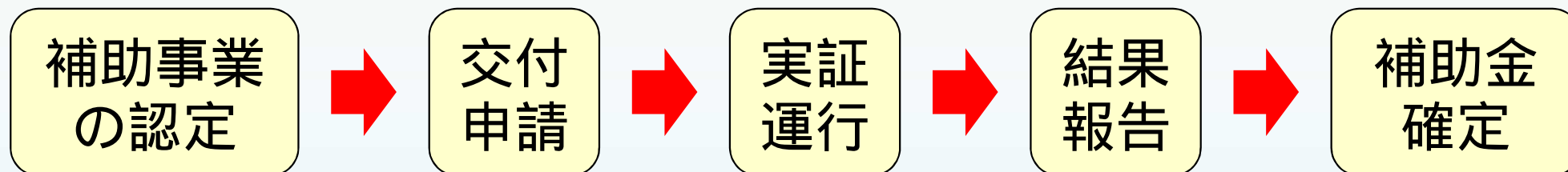
第七十九条の三

2 国土交通大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

地域交通のグリーン化事業

大まかな流れ

一般的な補助金：物品購入 → 補助金申請 → 認定 → 入金



申請等の流れ

根拠文章：「交付要綱」：自動車環境総合改善対策費補助金交付要綱
「運用指針」：自動車環境総合改善対策費補助金に関する運用方針

事業 は実証実験の意味合いが強いため**車両導入の前に事業計画の審査が必要**になり、提出された事業計画案は本省の有識者委員会で審査され採択できるものか審査します。

1. 事業採択の申請(事業 のみ) 毎年4月上旬の2週間

グリーン化事業 を行おうとする者は「自動車環境総合改善対策費補助金に関する運用方針」(以下、指針)3.

(1) により、自動車局長あての**「事業計画書」(様式1)**を作成し、地方運輸局長に提出しなければならない。

提出された書面は運輸局で審査(提出書面の過不足等の審査)し、速やかに国土交通省自動車局長に進達します。

本省審査(外部検討委員による審査)の結果補助事業にふさわしいと判断されれば事業認定通知が行われます。
(事業規模の修正や変更等もこの時点で指示されます。 例：対象車両 3両 → 1両)

事業認定通知は 国土交通省自動車局長 → 事業者(手交は運輸局)

【運用方針】

自動車局長は、検討会の審査結果を参考に、事業計画書の内容が補助対象としてふさわしいと認めたときは、当該事業を地域交通グリーン化事業の補助対象案件に認定し、様式2により、地方運輸局長を通じて事業計画提出者に通知するものとする。

事業計画書

事業計画の提出(交付要綱第4条関係)(抜粋)

他の地域や事業者による「補助対象自動車」の集中的導入を誘発・促進するような地域・事業者間連携等による先駆的事業を実施し、補助を受けようとする者は、「事業計画」を策定の上、自動車局長あての事業計画書を作成し、提出しなければならない。

計画書の内容

1. 事業の概要
2. 地域・事業者間連携等により先駆的事业を行う者(1 関係者が多数の場合には、適宜行を追加して記載すること。)
3. 事業内容が地域公共交通計画、低炭素まちづくり計画、地域防災計画等、離島振興計画等地域の計画に位置付けられている場合はその内容
4. 補助対象自動車の活用による観光振興・地域振興等への貢献のあり方
5. 申請者が営む事業における補助対象自動車の普及や環境問題のための取り組み方法
事業を実施するうえで、補助対象自動車の普及又は環境問題のために考えている計画を記載すること。
6. 関係者の役割分担と連携方法
7. 補助対象自動車を利用し、他の事業では見られないような工夫をされる点を記載すること。
8. 導入予定時期及び経費の詳細
9. 添付資料(各設備の仕様書・見積書、地域・路線図、運賃、その他参考となる資料)

自動車局長は、予算その他の制約により、事業計画書の内容を変更する必要があると認める場合は、その内容を変更した上で、前項の通知をすることができる。

事業計画の審査

国土交通省HP：次世代自動車普及促進事業で検索



国土交通省

[ホーム](#) [国土交通省について](#) [報道・広報](#) [政策・法令・予算](#) [白書・オープンデータ](#)

環境

[ホーム](#) > [政策・仕事](#) > [自動車](#) > [環境](#) > 自動車環境総合改善対策費補助金(地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車の普及促進事業)

自動車環境総合改善対策費補助金(地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車の普及促進事業)

〇地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車普及促進事業

制度のイメージは、[こちら](#)をご覧ください。

事業Ⅰ（燃料電池タクシー、電気バス、プラグインハイブリッドバス等、充電設備等の導入支援）



補助対象者	地方自治体、運送事業者 等
補助内容	車両本体価格の1/3 電気自動車用充電設備等の1/3(工事費は実額(上限あり))
申請手続	交付申請前に「事業計画書」の提出及び事業認定等が必要。 詳細は こちら 。

<参考情報> 電動バス導入ガイドライン(平成30年12月策定)は[こちら](#)をご覧ください。

超小型モビリティに関する情報は[こちら](#)をご覧ください。

補助事業認定にあたっての審査基準は[こちら](#)をご覧ください。

(別紙)

地域交通グリーン化事業審査基準

自動車環境総合改善対策費補助金に関する運用方針（令和3年3月31日国土交通省第206号、国自旅第498号、国自貨第131号、以下「運用方針」という。）「4. 補助金交付に必要な手続き等（1）事業Ⅰ関係ⅰ. 事業計画の提出（交付要綱第4条関係）③」に規定する審査基準を以下に定める。

<環境負荷低減効果>

1. 当該事業が、低炭素化や環境保全の取組みに繋がるものであるか。

<事業及び地域・事業者間による連携の実現可能性>

2. 事業計画が、観光振興、地域住民の生活及び移動の質の向上に寄与する等地域振興に資するものであるか。

3. 事業計画が、計画に基づき確実に実施できるものか。提出者及び事業計画に記載された関係者（観光関係者や地方自治体等地域関係者、その他事業者）が事業計画実施に必要な環境を整えられるか。実際に事業を運用する者が、運用時において有効な必要な資格を備え、運用に必要な調整を行えるか。

4. 事業計画に記載された関係者は、意欲的に事業を実施し、地域住民等の理解醸成等を意欲的に図る等、電気バス、プラグインハイブリッドバス、燃料電池タクシー等の普及を図ろうとしているものであるか。また、電気バス、プラグインハイブリッドバス、燃料電池タクシー等の導入後も、引き続き事業計画に基づく事業を実施していくものであるか。

5. 事業計画に記載された関係者間の協力関係が構築されているか。

<先駆性>

6. 事業計画に記載された内容は、関係者の創意工夫がなされた先駆的な事業であるか。

<波及性>

7. 事業計画に記載された内容は、ベストプラクティス事例として、他の地域や事業者への電気バス、プラグインハイブリッドバス等の誘発や促進に繋がるような事業であるか。

<その他>

8. 当該事業が、一般国民に対して理解しやすく説得力のある事業であるか。

なお、上記基準により審査した結果、複数の事業計画のうちから補助対象事業を選択する必要が生じた場合は、低炭素まちづくり計画、地域公共交通計画、地域防災計画、離島振興計画等地域の計画に位置付けられている事業計画を優先的に採択する。

【事業】補助認定スキーム

2050年カーボンニュートラルに実現に向けた自動車の電動化の推進
地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車に普及促進 R3年度 474百万円

事業者が予定する
次世代自動車の導入
事業計画認定申請
毎年4月上旬



運輸局を經由し
国土交通大臣に提出

有識者検討会において事業計画書の
審査
毎年4月下旬

R4年度予定
392百万円

HPによる公表

認定



運輸局を經由し
申請者へ通知

認定を受けた事業
の補助金交付金額
の決定
毎年6月中旬



運輸局を經由し
国土交通大臣に提出

認定を受けた事業
の**補助金交付申請**
毎年5月上旬

翌年3月頃

HPによる公表

運輸局を經由し
申請者へ通知



1ヶ月程度の実証試験
運行後
実績報告・補助金請求



運輸局を經由し
国土交通大臣に提出

事業実績内容審査後、補助金額
の確定



補助金支払

2月中までに運行開始が必須

電気バス導入に伴う最適な充放電システムの構築に向けた 産学連携による実証実験の概要について



大阪大学の学内連絡バス路線に対して電気バスの導入を行うとともに、千里ニュータウン内を走行する路線にも導入予定。

電気バス導入にあたり、大学の休校期間は阪急バスの営業所に放電を行うとともに、非常災害時には外部給電器によってBCP対策への活用も検討。

電気バス (BYD K8)
2台

急速充電設備 1基

普通充電設備 1基

外部給電装置 2基

BYD社製電気バス K8

量産型大型電気バス

・インホイール式 2モーター

・航続距離: 220 km

・乗車定員: 80人

実施概要 (阪急バス、関西電力、大阪大学 出発式プレスより)

・電気バス導入に伴う最適な充放電システムの構築に向けた産学連携による実証実験 (2021年2月16日リリース) の運行開始に伴う出発式を実施します。

なお、本件は国土交通省より自動車環境総合政策改善対策費補助金事業『地域交通グリーン化事業』の実施者として認定を受けています。

・阪急バスは、大阪大学の吹田・豊中・箕面の各キャンパスを結ぶ学内連絡バス5台のうち、大型電気バス2台の運行を10月1日開始しました。

EV用急速充電器50kW



V2Hコントローラー



充電トリガー



充放電管理システム



